

# 決議第 1 号

ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議について

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

提出者	四国中央市議会議員	眞鍋幹雄
賛成者	四国中央市議会議員	山川和孝
	同	三宅繁博
	同	川上賢孝
	同	山本照男
	同	吉田善三郎
	同	原田泰樹

## 提案理由

ロシアのウクライナへの軍事侵攻は、国の主権を侵す明白な侵略であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙を断じて容認することはできないため。

## ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議（案）

ロシアのプーチン政権によるウクライナへの軍事侵攻は、国の主権を侵す明白な侵略であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙を断じて容認することはできない。

よって、四国中央市議会は、今回の侵略に断固として抗議する。

また、日本政府においては、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を求めるとともに、今後、同様の武力による侵攻をさせないよう、全力を尽くされることを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月8日

四国中央市議会